

暮らしのお知らせ

助成しています

私立幼稚園の給食副食費

4～8月に私立幼稚園に支払った給食費のうち、主食以外のおかずなどの副食費を助成しています。

対象 私立幼稚園を利用し、市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けている児童の保護者で次のいずれかに当てはまる人

- 生活保護受給世帯
- 令和5年度市民税所得割額が7万7、101円未満の世帯
- 小学3年生以下の子どものうち第3子以降の子どもが幼稚園を利用している世帯

申請書配布場所 保育課市役所2階、市ホームページ

申請方法 9月30日(月)までに申請書、領収書などの必要書類、印鑑を持って保育課へ



市ホームページ

利用している世帯
○ファミリーホームまたは里親に委託されている子どもが幼稚園を利用している世帯

一時保育・認可外保育施設

申請方法 9月15日(日)～30日(月) (当日消印有効)に申請書と必要書類を直接または郵送で保育課

(〒286・8585 花崎町760)へ

一時保育

対象 市に住民記録があり、保育園などに通っていない未就学児の保護者で、次のいずれかに当てはまる人

- 生活保護受給世帯
- 市民税非課税世帯
- 市民税所得割額が7万7、101円未満の世帯

対象となる利用料 7～9月分の一時保育利用料

申請書配布場所 保育課(市役所2階)

認可外保育施設

対象 市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした未就学児(3歳になる日以降の最初の3月31日までにある子)の保護者

対象となる利用料 国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む)。ただし、企業主導型保育事業所を除くに支払った7～9月分の利用料

申請書配布場所 保育課、市ホームページ



市ホームページ

※くわしくは同課(☎20・160)へ。

ひとり親家庭などに支給

児童扶養手当

次に当てはまる子ども(18歳になった後の最初の3月31日まで)を監護している父母または父母に代わり養育している人に児童扶養手当を支給しています。ただし、所得制限を超えていたり公的年金を受けたりする場合は、手当を受けられないことがあります。

対象 父母が離婚している、または母に重度の障がいがある、母が未婚であるなど

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

切り替えて負担軽減を

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許期間経過後に新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では、ジェネリック医薬品に関する差額通知を9月下旬に送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は18歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

ジェネリック医薬品へ切り替える際は、医師や薬剤師に相談し、検討しましょう。

通知を希望しない人は、9月5日(木)までに保険年金課(☎20・1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人については必要ありません。

※くわしくは同課へ。



台風などの大雨に備えて

道路側溝の清掃

道路側溝や集水桝が詰まると雨水などが道路上にあふれて、思わぬ事故を引き起こす場合があります。台風など風水害に備え、自宅周辺の道路側溝や集水桝のふたに堆積した落ち葉などの清掃にご協力をお願いします。なお、清掃が難しい場合は相談してください。
※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

正しい使用を心掛けて

公共下水道

農業集落排水

公共下水道や農業集落排水は、川や海などの水質保全や排水機能による災害対策のために欠かせない施設です。

下水道などへ油などの水に溶けない物や調理くずを流したり、洗剤を使い過ぎたりしないなど、日頃から正しい使用を心掛けましょう。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

調和のとれたまち並みのために

景観法・景観条例

市内の良好な景観を保全するため、建物を建てる場合などは景観への配慮が求められます。一定規模を超える大きさの建物の新築や改築などをする場合は、事前に手続きが必要です。

対象Ⅱ高さが13メートルを超える建物や、延べ面積が1,000平方メートル以上の建物の建築

行為・色彩変更など

※景観形成重点地区(成田山新勝寺表参道周辺地区)は対象規模が異なります。くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

2カ月ごとに伺います

水道メーターの検針

水道の使用量は、市から委託を受けたヴェオリア・ジェネッツ(株)の社員が2カ月ごとに水道メーターを確認し、検針票でお知らせしています。

メーターボックスの上に、車や物を置かないようにするなど、検針への協力をお願いします。検針の結果、使用水量が極端に多い場合は、漏水の可能性がります。早急に市指定給水装置工事事業

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



8月1日(木)~15日(木)

1日	成田赤十字病院運営協議会
2日	岩渕薬品(株)包括連携協定締結式 青少年問題協議会 民生委員・児童委員委嘱状伝達交付式
3日	台湾・桃園市との野球交流事業 野球教室・親善試合
4日	キッズタウンNARITA
6日	庁議 伝統芸能まつり実行委員会
8日	公設地方卸売市場運営審議会
9日	産業まつり実行委員会
11日	下総ふるさとふれあい納涼まつり
13日	全日本女子硬式クラブ野球選手権大会表彰式



選手を激励(3日)



者へ連絡して、修繕を行ってください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

意見を募集します

印旛沼流域関連

公共下水道事業計画

市では、印旛沼流域関連公共下水道事業計画の変更案を公表し、意見を募集しています。

閲覧場所Ⅱ下水道課(市役所5階)意見の提出方法Ⅱ9月17日(火)必着(までに、閲覧場所にある意見

提出書を直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで下水道課(〒286・8585 花崎町760 FAX 24・4354 Eメール gesui@city.narita.chiba.jp)へ

結果の公表Ⅱ市の考えと併せて市

ホームページで掲載

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

稲作農家の皆さんへ

飼料用米などの推進

食生活の変化や人口減少、高齢化などにより、主食用米の需要は減少傾向にあり、在庫が増えると米価の下落を招きます。

令和7年産の主食用米の需給改善・米価の安定を図るため、飼料用米や加工用米などの生産に取り組んでみませんか。

なお、生産には国や県から補助金の支援を受けられます。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

4人に委嘱されました

自衛官募集相談員

自衛官募集相談員は任期2年で、安定した入隊者の確保を図るための募集協力活動や、自衛隊に対して志願者に関する情報提供などを行っています。

相談員に委嘱された人は、次の4人です(敬称略)。

羽生田浩明、小山昭、勝田健司、堀止樹

※くわしくは自衛隊成田地域事務所(☎22・6275)へ。

豊住小学校で学びませんか

小規模特認校

小規模特認校とは、地域の特性を生かした活動や特色ある教育を行う学校で、一定の条件を満たすことで市内全域から入学・転入することができます。

豊住小学校では次のような教育を取り入れ、さらなる活性化を図っています。

- 地域と連携した体験学習の充実
- 外国人英語講師(A・L・T)を活用した英語教育の充実
- 遠隔地の学校と交流学習を行うなどのICT教育の推進

入学・転入学を希望する場合は

学務課(市役所5階)へ相談してください。学校見学や入学までの



緑豊かな自然環境の豊住小学校

手続きなどの説明を行います。

※くわしくは学務課(☎20・15

81)へ。

気軽に意見や要望などを

行政相談

市では、毎月、行政相談委員と人権擁護委員による「もめぐこと・なやめぐこと・苦情相談」を実施しています。

秘密厳守で応じますので、気軽に利用してください。

日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(19ページ)で確認してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

困った時の相談窓口

消費者ホットライン

188

消費者ホットライン188では、消費者トラブルで困っている人へ消費生活センターなどの相談窓口を案内しています。

「悪質商法による被害に遭った」お試し購入のしずが定期購入契約になっていた」などの消費者

トラブルや「家の無料点検を受けたらリフォームを勧められた」などの不審な勧誘で困っていたら一人で悩まずに、188番へ相談してください。

※くわしくは商工振興企業立地課(☎20・1622)へ。

市民生活の安全に関する相談を

#9110の活用

警察では、安全で安心な生活を送れるように、県警本部や警察署に総合相談窓口を開設しています。電話で相談する場合は、警察相談専用ダイヤル#9110番に電話してください。

なお、110番は事件・事故など、緊急通報の場合のみ利用してください。

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

懐中電灯や反射材を活用して

夜間の外出

夕暮れ時から夜間にかけて、歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数が増加しています。



散歩やジョギングなどで外出する時は、懐中電灯を携帯したり、光を反射するテープ・たすきなどを身に付けてたりして、交通事故から身を守りましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

設置には許可が必要です

屋外広告物

看板などの屋外に出す広告物は、県の条例で設置可能な大きさの基準などが決まっています。小規模な店舗の看板などを除き、設置には市への許可申請が必要です。事前に公園緑地課(☎20・1562)へ相談してください。

また、老朽化などによる広告物の落下や破損の事故が発生しています。

台風や強風に備え、広告物の所有者や管理者は定期的に点検を実施するなど、適正に管理してください。

※くわしくは公園緑地課へ。

差し押さえ物件を入札で

不動産の会場公売

市税などの滞納処分で差し押さえられた不動産を入札で売却します。日時11月7日(木) 午前10時30分から(事前説明は午前10時15分から)

会場11なごみの米屋 スカイツウンホール

入札参加に必要な物11公売保証金、印鑑、買受適格証明書(農地の場合。証明書交付申請は9月25日(水)まで)、委任状(代理人が入札する場合)

代金納付期限11月28日(木) 午後2時30分

※くわしくは納税課

(☎20・1519)

または市ホームページへ。



市ホームページ